

広島テレビ放送株式会社からの意見書について

P 1・・・株式会社アイ・キャンからの裁定申請について

P11・・・Kビジョン株式会社からの裁定申請について



平成 19 年 7 月 12 日

総務大臣

菅 義 偉 様

郵便番号 〒730-8575

住所 広島市中区中町6番6号

氏名 ひろしまテレビ放送株式会社  
広島テレビ放送株式会社

代表取締役社長 後藤 文生

電話番号 [REDACTED]

### 総務大臣の裁定に関する意見書

株式会社アイ・キャンから平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### はじめに

地上デジタル放送の開始を契機に、ケーブルテレビの区域外再送信問題がクローズアップされ、国会審議を通じて違法再送信の実態が明らかになり、その解消に向けた行政の指導が強まっています。

こうした中で弊社は、過去の再送信同意の経過や地上テレビ放送とケーブルテレビ放送をめぐる状況の変化を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かい対応を模索し、株式会社アイ・キャン(以後アイ・キャン)との協議を進めてまいりました。

然るに、アイ・キャンが中国総合通信局の期限を切った指導により協議途中でありながら、このたび大臣裁定を申請したことは、まことに遺憾であり、有線テレビジョン放送法の

要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないので、不適法なものというべきと考えます。

アイ・キャンの再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れております。それ以降もアイ・キャンは同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識しております。

アイ・キャンは違法再送信を続けながら大臣裁定を申請しました。さらに、裁定申請には希望する再送信の開始日を「裁定があり次第速やかに」と、いかにも現状再送信をしていないかのように表記しており、申請に虚偽の内容があります。

このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請を行うアイ・キャンは、いわゆるクリーンハンドの原則に違反し、あるいは権利濫用として、ケーブル事業者としての適格性と本件申請の資格を有していないというべきものであると考えます。

さらに、アナログ再送信の同意がある状態でデジタル再送信の同意を求めて大臣裁定を申請した大分のケースとは次元が異なり、アイ・キャンはアナログで同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請し、違法状態を追認させようとしている点があり、ケーブル事業者として遵法精神の面で疑問があります。

また、民放経営の基盤を成す広告収入との関連では、広告主は地域を特定し広告活動を行っており、区域外再送信はマーケティング戦略上からも大きな問題であり、慎重に対応すべき事項であります。

弊社は、大臣裁定制度が著作権法とも相容れない面があり、放送をめぐる現状と乖離した法制度であるので、その見直しが必要と考えております。しかし、その制度に沿って審議をされるとしても、このケースは「ケーブル事業者の適格性に問題がある場合」に相当すると考えられ、再送信不同意の正当な理由であるとの認定を求めるところです。

また、このような違法状態を認識された上で再送信が適当との裁定が下るとすれば、将来に禍根を残すことになるのではないかと考えております。同意をしないことについての正当な理由の詳細は、後述いたします。

## 1. 弊社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称	<small>ひろしまてれびほうそうかぶしがいしゃ</small> 広島テレビ放送株式会社
代表者の氏名	<small>たいひょうとりしまりやくしゃちょう</small> <small>ことう ふみお</small> 代表取締役社長 後藤 文生
住所	広島市中区中町6番6号

## 2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

### (1) 協議途中の大臣裁定申請は不適法

アイ・キャンの再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れております。それ以降もアイ・キャンは同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識しております。

アイ・キャンは、中国総合通信局から再送信同意を得るために協議をするように指導を受け、今年3月協議の申し入れをしてきました。5月までに計3回の協議を行いました。5月9日の協議では、中国総合通信局から「今月中に違法状態を解消」するように指導されているとの説明がありました。

そして、5月30日アイ・キャンから「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡がありました。協議途中の大臣裁定申請はまことに遺憾ですが、中国総合通信局の期限を切った指導によりアイ・キャンは「不本意ながら」大臣裁定を申請したもので、有線テレビジョン放送法の要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」には当らず、大臣裁定申請は不適法と考えます。

### (2) 地元局の意向の無視は信義にもとる行為

弊社が再送信同意の前提として地元局の確認を求めていることから、今年5月18日、アイ・キャンの柏原社長ほかは、山口放送株式会社(以後山口放送)の赤尾会長、岩田社長ほかを訪ね、岩国地区での広島テレビの再送信について確認を求めました。これに対し、山口放送は福岡波をはじめ山口県内でのケーブルによる区域外再送信による、営

業的な損失があることを視聴率と売り上げの関連で具体的に説明しました。そして、山口県の民放の経営基盤を崩すことが結果的に、県民に必要な安全情報や地域情報を伝達することも危うくするので、県外波の再送信は了承できない旨を強く表明しています。

また、アイ・キャンは平成16年に山口放送から区域内再送信の同意を得る際、山口放送が同意文書に、県外波の再送信は了承できない旨の文言を入れているにもかかわらず、契約条項を無視して広島波を違法再送信しており、アイ・キャンは再送信同意を受けている地元局に対して信義にもとる行為をしていると言わざるを得ません。

### (3)業務区域の無通告拡大

アイ・キャンは岩国市が広域合併した結果拡大した、美和・本郷地区にケーブル配信網を拡張し業務を開始しましたが、この地区について広島テレビがアイ・キャンに対しては過去一度も再送信同意をしたことがありません。同意のないまま業務区域を無通告で拡大させるアイ・キャンの行為はケーブル事業者の適格性を疑うものであります。

### (4)ケーブル事業者としての適格性に疑問

ケーブル事業者はマスメディアとして公共性と高い倫理観を求められています。

昭和61年(1986年)有線テレビジョン放送法の改正に伴い「大臣裁定」制度が導入され、今回この制度に則りアイ・キャンから大臣裁定の申請が提出されたものですが、アイ・キャンは同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請したものです。本来ならば自らの判断で違法状態を解消した上で申請なされるべきではないかと考えます。

区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、著作権のあり方の観点からも大きな問題があります。弊社は大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものですが、昭和61年当時の委員会答弁にある“5条件”は、有線テレビジョン放送法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっており、いわば、この“5条件”は最低限ケーブルテレビ事業者が遵守すべき事項であると判断しています。

しかし、これまで述べた事実から違法再送信を続けているアイ・キャンはケーブル事業者としての適格性に欠けると判断せざるを得ません。

さらに、総務省から送付された文書総情域116号に別添の「アイ・キャンからの裁定申請の概要」の7.申請者が希望する再送信の開始日には「裁定があり次第速やかに」と表記しており、いかにも再送信をしていないかのように受け止められる表現があります。しかし、現に違法再送信がなされており申告の内容に虚偽の部分があります。

このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請をしたアイ・キャンは、はたして大臣裁定申請の資格があるのでしょうか。

#### (5) 区域外再送信がもたらす地元局経営への影響と了承(確認)について

弊社は地域免許制度に基づき、広島県内を放送対象として電波による放送事業をおこなっております。

そもそも、民間放送は電波が受かる条件がそろえば誰でも無料で視聴できる放送サービスです。これに対し有線テレビ放送は、ケーブル事業者と加入者の間で契約をして有料で視聴する放送サービスです。つまり、ケーブル事業者にとっては「契約者」です。ケーブル事業者は「契約者」のために事業活動を行い、放送事業者から再送信同意を取り、不調の場合は大臣裁定を申請して「契約者」の利益を確保する立場にあります。従いまして、地上放送の「視聴者」の利益とケーブル事業者の「契約者」の利益を区分してご審議いただきますようお願い申し上げます。

ケーブルによる再送信について、放送区域内では難視聴対策を主な目的に特段の問題がない限り再送信に同意しております。一方、放送区域外と判断する地域の再送信同意については、地元局の了承を得ることを前提に、視聴習慣の定着、生活圈・文化圏としての一体化、業務区域内での受信等の実態を総合的に検討し諾否を判断しております。

アイ・キャンに対しては平成15年10月31日まで地元局の山口放送の了承を得た上で、旧岩国市への再送信について同意をしていました。

しかし、山口県内におけるケーブル局の区域外再送信の拡大が地元局の視聴率の低

下など経営状態に深刻な打撃を与える事態にいたり、山口放送から平成 15 年に県外波の再送信を了承できない旨連絡がありました。

山口県内では主に福岡波が視聴率の大きな割合を占めるようになっており、このことによる山口県内の民放の収益への影響は深刻になっています。山口放送は弊社と同じ日本テレビ系列のローカル局として全国的なネットワークの下でCMを扱い、番組やニュースを交換するビジネススキームを成立させており、同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制を維持する面から好ましいことではないと考えます。特に報道の面においてネットワークは、ローカル局が各県で24時間取材体制を維持し、その取材内容を共有し、必要な情報を県内に伝えるという共同体であります。さらに、地元局として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、同じ民放として経営の安定が必要不可欠であるという観点から、山口放送の申し入れを理解しました。

そして、このことを理由に、アイ・キャンに対して県外局である弊社の再送信は同意できない旨通告しておりました。

#### (6)再送信区域をめぐる協議の妥協点について

アイ・キャンの申し入れにより今年 3 月から 3 回、誠実に対応し真摯に協議を進めてきました。

この協議の中で、弊社は、生活圏・文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を提案してきました。県境の都市である旧岩国市内は山口県でありながら昭和 37 年 9 月の開局以来、広島テレビの放送区域として届け出ており、営業活動も行っています。

したがって、旧岩国市は弊社の放送区域と認識しており、再送信区域を旧岩国市に限定するなら、地元局である山口放送の了承が得られるよう弊社からも働きかける余地があることと、なによりも視聴習慣がありケーブル契約者の混乱も防止できるので、同意できる旨を表明してきました。

それにもかかわらず、アイ・キャンは新旧業務区域一体での同意に拘泥し協議進展を

阻害し、結果違法再送信を継続する中で大臣裁定を申請したものです。

付け加えますと、弊社は広島県東部で県境を接する岡山県井原市の井原放送については、弊社と同系列の西日本放送の確認を得て、岡山県側の再送信に同意をしております。井原放送の業務区域は一部広島県側にも存在しますが、この区域への再送信は協議により広島波に限定されており、西日本放送など岡山波は再送信しておりません。また、平成 20 年 3 月 31 日を期限に弊社の放送を岡山県側に再送信することを中止する旨の文書を受けており、双方で協議を進め妥協点を見出した結果、トラブルなくケーブル契約者の混乱もなく再送信が行われており、一例としてご報告いたします。

#### (7)申請書に述べられているアイ・キャンの意見に対する、弊社の意見

##### ①県域免許と放送エリア

県域免許とは言え、電波が県境を越えて伝播し、受信されている事実は認めますが、放送エリアは少なくとも一般的なアンテナで個別に受信できる範囲です。アイ・キャンとの協議を通じて一貫して旧岩国市については弊社の放送エリアであり、区域を限定すれば再送信同意する意思を表明しています。

##### ②旧岩国市と広域合併した新区域について

平成 18 年 3 月広域合併により岩国市域の面積はおよそ 4 倍に拡大しています。新区域で一般的な受信方法で受信できる地域が一部あることは認めます。しかし、小規模の共聴設備であるなら区域も限定され地元局の経営基盤にも影響は少ないと考えられますが、ケーブル事業となると一般的な方法では受信不可能な区域まで規模が一気に拡大する恐れがあります。

アイ・キャンの主張にあるように弊社は確かに過去、美和町内の共聴施設に再送信同意を出したことはあります。しかし、同意書には業態変更で同意の効力は消滅する旨表記しており、業務がアイ・キャンに移管された時点で契約は消滅しております。さらに業務区域が拡大されることについては新たな契約となりますが事前連絡もなく、過去共聴施設で同意をしていたとしても、ケーブル事業者に自動的に継続される合理的理由はありません。



せん。

電波の伝播状況を調査するのとは異なり、ケーブル事業者の業務区域やサービスしているチャンネルの実態をテレビ局がその地域で調査することは困難で、ひとえにケーブル事業者の申し出や報告で把握する以外にはありません。アイ・キャンは無通告で業務区域を拡大し違法再送信を行っている事実があります。その上で、ケーブル契約者を前面に出し再送信の要望に応えることを求めています。しかし、ケーブル契約者に混乱があるとすれば契約者への説明責任は無通告で業務区域を拡大し違法再送信を行っているアイ・キャン側にあります。また、地域情報格差是正を区域外の広島波にまで求めています。地域格差是正を解消するためにはケーブル再送信区域を際限なく拡大する必要がある、「契約者の利益」を口実にしたケーブル事業者の不合理的で勝手な言い分であると考えます。

### ③山口放送の確認の必要性

確認が必要な理由は縷々述べたとおりです。

### ④著作権処理について

著作権をどのように尊重し必要な処理をどのように進めていくかは、ケーブル事業者のコンプライアンスに関わることであり、ケーブル再送信にかかわる著作権の処理については、すべて当該のケーブル事業者が全責任を負うのは当然のことです。しかし、そのことで放送する民放側の著作権に関する責任がすべて免責されたわけではなく、広島放送エリアに限定した契約で購入した番組が、同意もしていない地域で違法再送信されていることを含めて、アイ・キャンの著作権処理が厳正におこなわれているとは認められません。まして、同意もなく弊社の放送を再送信し弊社の著作権隣接権を侵害していることは許されるものではありません。

### ⑤業務区域拡張の問題

ケーブル事業者による無制限な業務区域拡張は地域免許制度の形骸化を招きます。地元局として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、経営の安定が必要不可欠であることはすでに述べた通りです。こ

のために、地元局の意向を確認するなど同意についての検討は慎重に行っております。しかし、無通告で業務区域を拡大し違法再送信を続けながら、業務区域拡張を正当化することは著しく正義に反する行為ではないでしょうか。

#### ⑥CMの地域限定について

アイ・キャンは「地域限定のCMに関しては視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる」と主張されています。しかし、CMは視聴者の認識ではなく、広告主の意図の問題です。

この点について、約300社の広告主企業で構成されている社団法人 日本アドバタイゼーズ協会は「広告主企業は広告によって自社製品だけでなく製品サービスの販売拡張やブランディング強化を目指している。その場合、全国一律の広告展開とマーケティング戦略に沿いエリアを限定した展開がある。したがって、テレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となり、それを逸脱すれば、マーケティングの意図を崩すことになる。広告主にとってエリアマーケティングは重要な販売戦略であり、このために知恵を絞っているわけである」「協会は民放のエリア調査を2年に1回実施し、ローカル局を含めどの範囲まで電波が行き届いているか広告主の立場で調査し、それをもとに広告活動を実施している。広告主が知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べています。

マーケティング戦略に沿い広告主が地域を限定して広告活動を行い、広告放送の収入によって民間放送のビジネスモデルが確立されております。従いまして、広告主の意図せぬ地域へ広告放送がなされることは、マーケティングの観点からも問題があり、放送対象区域を特定する地域免許制度と区域外再送信は、その点からも矛盾があるといえます。

#### (8)結論

以上、述べたとおり弊社は県域放送局として放送区域内の放送に最大限の責任を持つとともに、山口県内であっても長年の視聴習慣がある区域については、ケーブル契約

者の混乱を防ぎ同系列である山口放送の理解も取り付けることのできる範囲で柔軟に対応してきました。しかし、事前の連絡もなく業務区域を拡大し同意なく違法再送信を続けている上、大臣裁定により違法状態を追認させようとしていると受けとめられるアイ・キャンの行為は、ケーブル事業者の遵法精神の面で疑問を持たざるを得ません。

加えて、著作権の適正な処理がなされるかの不安もあり、弊社の大切な商品である放送番組の再送信に現状のままではできません。

### 3. 協議の経過

平成19年3月2日、4月11日、5月9日の3回協議を行いました。アイ・キャンからはアナログ再送信同意の要請があり、美和町などの新区域でアンテナ受信調査の結果一部の地域で受信が可能なこと、県境を接しており広島県との交流があることなどの説明がありました。

弊社は、新区域の一部地域で受信できるとしてもケーブルで業務区域全域に事業として広島波を再送信することは、県域免許制度の観点から認めるわけにいかない。さらに、同意なき再送信は問題があり、再送信休止も検討していただきたい。地元局である山口放送の意向も尊重していただきたい。さらに協議の中で視聴習慣や過去同意していた経過からケーブル契約者の混乱を防ぐためにも、旧岩国市に限定した場合は同意できることを表明しました。

平成19年5月9日の協議でアイ・キャンは、中国総合通信局から「今月中に違法状態を解消」するよう指導を受けており、新区域での受信状況調査等を進めたい旨の発言がありました。そして、平成19年5月30日アイ・キャンから「協議を続けていただいたが中国総合通信局への業務報告の期限が来たので残念ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡がありました。

### 4. その他参考となる事項

なし

以上



平成 19 年 7 月 12 日

総務大臣  
菅 義 偉 様

郵便番号 〒730-8575

住所 広島市中区中町6番6号

氏名 ひろしまてれびほうさつがくがいしゃ  
広島テレビ放送株式会社

たいひょうとくしやくしゃらうごとう ふみお  
代表取締役社長 後藤 文生

電話番号 [REDACTED]

### 総務大臣の裁定に関する意見書

Kビジョン株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### はじめに

地上デジタル放送の開始を契機に、ケーブルテレビの区域外再送信問題がクローズアップされ、国会審議を通じて違法再送信の実態が明らかになり、その解消に向けた行政の指導が強まっています。

こうした中で弊社は、過去の再送信同意の経過や地上テレビ放送とケーブルテレビ放送をめぐる状況の変化を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かい対応を模索し、株式会社Kビジョン(以後Kビジョン)との協議を進めてまいりました。

然るに、Kビジョンが中国総合通信局の期限を切った指導により協議途中でありながら、このたび大臣裁定を申請したことは、まことに遺憾であり、有線テレビジョン放送法の要

件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないので、不適法なものというべきと考えます。

Kビジョンの再送信同意は平成 15 年 10 月 31 日で期限が切れております。それ以降も Kビジョンは同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識しております。

Kビジョンは違法再送信を続けながら大臣裁定を申請しました。さらに、裁定申請には希望する再送信の開始日を「裁定があり次第速やかに」と、いかにも現状再送信をしていないかのように表記しており、申請に虚偽の内容があります。

このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請を行うKビジョンは、いわゆるクリーンハンドの原則に違反し、あるいは権利濫用として、ケーブル事業者としての適格性と本件申請の資格を有していないというべきものであると考えます。

さらに、アナログ再送信を同意がある状態でデジタル再送信の同意を求めて大臣裁定を申請した大分のケースとは次元が異なり、Kビジョンはアナログで同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請し、違法状態を追認させようとしている点があり、ケーブル事業者として遵法精神の面で疑問があります。

また、民放経営の基盤を成す広告収入との関連では、広告主は地域を特定し広告活動を行っており、区域外再送信はマーケティング戦略上からも大きな問題であり、慎重に対応すべき事項であります。

弊社は、大臣裁定制度が著作権法とも相容れない面があり放送をめぐる現状と乖離した法制度であるので、その見直しが必要と考えております。しかし、その制度に沿って審議をされるとしても、このケースは「ケーブル事業者の適格性に問題がある場合」に相当すると考えられ、再送信不同意の正当な理由であるとの認定を求めるところです。

加えてこのような違法状態を認識された上で再送信が適当との裁定が下るとすれば、将来に禍根を残すことになるのではないかと考えております。

同意をしないことについての正当な理由の詳細は、後述いたします。

## 1. 弊社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称	ひろしまてれびほうそうかぶしきがいしゃ 広島テレビ放送株式会社
代表者の氏名	だいひょうとりしまりやくしゃちょう ことう ふみお 代表取締役社長 後藤 文生
住所	広島市中区中町6番6号

## 2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

### (1) 協議途中の大臣裁定申請は不適法

Kビジョンの再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れております。それ以降もKビジョンは同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識しております。

Kビジョンは、中国総合通信局から再送信同意を得るために協議をするように指導を受け、今年3月協議の申し入れをしてきました。5月までに計3回の協議を行いました。5月9日の協議では、中国総合通信局から「5月31日までに適法状態になるよう再送信の同意を得ること、同意が得られない場合は送信の停止もしくは大臣裁定の申請をするよう」に指導されているとの説明がありました。

そして、5月30日Kビジョンから「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡がありました。協議途中の大臣裁定申請はまことに遺憾ですが、中国総合通信局の期限を切った指導によりKビジョンは「不本意ながら」大臣裁定を申請したもので、有線テレビジョン放送法の要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」には当らず、大臣裁定申請は不適法と考えます。

### (2) 地元局の意向の無視は信義にもとる行為

弊社は再送信同意の前提として地元局の確認を求めています。

弊社と同系列の山口放送株式会社(以後山口放送)は、福岡波をはじめ山口県内でのケーブルによる区域外再送信が営業的な損失を招き、自社の経営基盤を崩すことが結

果的に、山口県民に必要な安全情報や地域情報を伝達することも危うくすると判断し、Kビジョンに対して平成15年11月、県外波の再送信は了承できないことを伝えております。

また、山口放送が平成16年にKビジョンに対する区域内再送信を同意する際、同意文書に、県外波の再送信は了承できない旨の文言を入れているにもかかわらず、Kビジョンは契約条項を無視して広島波を違法再送信しています。Kビジョンは再送信同意を受けている地元局に対して信義にもとる行為をしていると言わざるを得ません。

### (3) ケーブル事業者としての適格性に疑問

ケーブル事業者はマスメディアとして公共性と高い倫理観を求められています。

昭和61年(1986年)有線テレビジョン放送法の改正に伴い「大臣裁定」制度が導入され、今回この制度に則りKビジョンから大臣裁定の申請が提出されたものですが、Kビジョンは同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請したものです。本来ならば自らの判断で違法状態を解消した上で申請なされるべきではないかと考えます。

区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、著作権のあり方の観点からも大きな問題があります。弊社は大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものですが、昭和61年当時の委員会答弁にある“5条件”は、有線テレビジョン放送法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっており、いわば、この“5条件”は最低限ケーブルテレビ事業者が遵守すべき事項であると判断しています。

しかし、これまで述べた事実から違法再送信を続けているKビジョンはケーブル事業者としての適格性に欠けると判断せざるを得ません。

さらに、総務省から送付された文書総情域116号に別添の「Kビジョンからの裁定申請の概要」の7.申請者が希望する再送信の開始日には「裁定があり次第速やかに」と表記してあり、いかにも再送信をしていないかのように受け止められる表現があります。しかし、現に違法再送信がなされており申告の内容に虚偽の部分があります。

このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請をしたKビジョンは、はたして大臣裁定申請の資格があるのでしょうか。

#### (4) 区域外再送信がもたらす地元局経営への影響と了承(確認)について

弊社は地域免許制度に基づき、広島県内を放送対象として電波による放送事業をおこなっております。

そもそも、民間放送は電波が受かる条件がそろえば誰でも無料で視聴できる放送サービスです。これに対し有線テレビ放送は、ケーブル事業者と加入者の間で契約をして有料で視聴する放送サービスです。つまり、ケーブル事業者にとっては「契約者」です。ケーブル事業者は「契約者」のために事業活動を行い、放送事業者から再送信同意を取り、不調の場合は大臣裁定を申請して「契約者」の利益を確保する立場にあります。従いまして、地上放送の「視聴者」の利益とケーブル事業者の「契約者」の利益を区分してご審議いただきますようお願い申し上げます。

ケーブルによる再送信について、放送区域内では難視聴対策を主な目的に特段の問題がない限り再送信に同意しております。一方、放送区域外と判断する地域の再送信同意については、地元局の了承を得ることを前提に、視聴習慣の定着、生活圈・文化圏としての一体化、業務区域内での受信等の実態を総合的に検討し諾否を判断しております。

Kビジョンに対しては平成 15 年 10 月 31 日まで地元局である山口放送の了承を得た上で、再送信の同意をしていました。

しかし、山口県内におけるケーブル局の区域外再送信の拡大が地元局の視聴率の低下など経営状態に深刻な打撃を与える事態にいたり、山口放送から平成 15 年に県外波の再送信を了承できない旨連絡がありました。

山口県内では主に福岡波が視聴率の大きな割合を占めるようになっており、このことによる山口県内の民放の収益への影響は深刻になっています。山口放送は弊社と同じ日本テレビ系列のローカル局として全国的なネットワークの下でCMを扱い、番組や



ニュースを交換するビジネススキームを成立させており、同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制を維持する面から好ましいことではないと考えます。特に報道の面においてネットワークは、ローカル局が各県で24時間取材体制を維持し、その取材内容を共有し、必要な情報を県内に伝えるという共同体であります。さらに、地元局として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、同じ民放として経営の安定が必要不可欠であるという観点から、山口放送の申し入れを理解しました。

そして、このことを理由に、Kビジョンに対して県外局である弊社の再送信は同意できない旨通告しておりました。

#### (5)再送信区域をめぐる協議の妥協点について

Kビジョンの申し入れにより今年3月から3回、誠実に対応し真摯に協議を進めてきました。

この協議の中で、弊社は、地元局である山口放送をめぐる視聴率や経営への影響などの状況の変化を理解するとともに、Kビジョンの業務区域が県境とも接しておらず放送区域との認識もないので、再送信同意はできないことを表明してきました。

現在、Kビジョンは福岡の民放全社からアナログ放送の同意を得て福岡波を再送信しています。福岡の民放5波に加え広島波の民放4波を再送信しているわけです。違法状態で広島波まで再送信をする必要はないと考えます。地元局の経営に対する県外波の再送信による影響はすでに述べた通りであり、ケーブル契約者の要望があることを理由に同意のない広島波の4波までも違法再送信する道理があるのでしょうか。

付け加えますと、弊社は広島県東部で県境を接する岡山県井原市の井原放送については、弊社と同系列の西日本放送の確認を得て、岡山県側の再送信に同意をしております。井原放送の業務区域は一部広島県側にも存在しますが、この区域への再送信は協議により広島波に限定されており、西日本放送など岡山波は再送信しておりません。また、平成20年3月31日を期限に弊社の放送を岡山県側に再送信することを中止する旨の

文書を受けており、双方で協議を進め妥協点を見出した結果、トラブルなくケーブル契約者の混乱もなく再送信が行われており、一例としてご報告いたします。

## (6) 申請書に述べられているKビジョンの意見に対する、弊社の意見

### ① 県域免許と放送エリア

県域免許とは言え、電波が県境を越えて伝播し、受信されている事実は認めますが、放送エリアは少なくとも一般的なアンテナで個別に受信できる範囲です。個人の責任で個別受信されていることについてコメントはありませんが、Kビジョンが事業として一帯に再送信することとは意味合いが異なります。Kビジョンの主張にケーブルによる視聴ができなかった場合、アンテナ受信者との情報格差が生じるとありますが、電波による放送の特性として誰でも個人努力によりアンテナ等の受信条件を整えれば放送を視聴できるというのが放送本来の特性であり、放送区域外のケーブル契約者に情報格差があるとしても、県域免許制度に従って放送している弊社が感知する立場にはありません。

### ② 著作権処理について

著作権をどのように尊重し必要な処理をどのように進めていくかは、ケーブル事業者のコンプライアンスに関わることであり、ケーブル再送信にかかわる著作権の処理についてはすべて当該のケーブル事業者が全責任を負うのは当然のことです。しかし、そのことで放送する民放側の著作権に関する責任がすべて免責されたわけではなく、広島県の放送エリアに限定した契約で購入した番組が、同意もしていない地域で違法再送信されていることを含めてKビジョンが著作権処理を厳正におこなっているとは認められません。まして、同意もなく弊社の放送を再送信し弊社の著作権隣接権を侵害していることは許されるものではありません。

### ③ 災害時の選局の選択権について

選択権はKビジョンの主張の通り視聴者にあります。問題は、ケーブル事業者による地上放送の際限のない多チャンネルサービスが地域免許制度の形骸化を招く点にあります。地元局として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル

局としての役割の面からも、経営の安定が必要不可欠であることはすでに述べた通りです。このために、地元局の意向を確認するなど同意についての検討は慎重に行っております。

#### ④CMの地域限定について

Kビジョンは「スピルオーバーシアンテナで受信されている。大きな問題ではない」と主張されています。しかし、空中の電波を個人で受信するのと、事業として受信しその地域に伝送することはまったく意味合いが異なります。CMは視聴者の認識ではなく、広告主の意図の問題です。

この点について、約300社の広告主企業で構成されている社団法人 日本アドバタイゼーズ協会は「広告主企業は広告によって自社製品だけでなく製品サービスの販売拡張やブランディング強化を目指している。その場合、全国一律の広告展開とマーケティング戦略に沿いエリアを限定した展開がある。したがって、テレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となり、それを逸脱すればマーケティングの意図を崩すことになる。広告主にとってエリアマーケティングは重要な販売戦略であり、このために知恵を絞っているわけである」「協会は民放のエリア調査を2年に1回実施し、ローカル局を含めてどの範囲まで電波が行き届いているか広告主の立場で調査し、それをもとに広告活動を実施している。広告主が知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べています。

マーケティング戦略に沿い広告主が地域を限定して広告活動を行い、広告放送の収入によって民間放送のビジネスモデルが確立されております。従いまして、広告主の意図せぬ地域へ広告放送がなされることは、マーケティングの観点からも問題があり、放送対象区域を特定する地域免許制度と区域外再送信は、その点からも矛盾があるといえます。

#### ⑤被取材者の人権

県外に伝播した電波を個別に受信し視聴することと、事業として再送信することの違いは前項と同じ趣旨で異なります。

## ⑥過去の同意

確かに平成15年10月末までは同意していました。しかし、さまざまな状況の変化に対応するために、契約には期限があります。再送信同意の契約期限が終了した場合は双方で協議し、調わない場合はいったん再送信を休止することも選択肢の一つと考えます。ケーブル契約者の存在を理由に、違法状態で再送信を続けることは、ケーブル事業者のコンプライアンスの面でも疑問があります。

## (7)結論

以上、述べたとおり弊社は県域放送局として放送区域内の放送に最大限の責任を持つとともに、山口県内であっても長年の視聴習慣がある区域については、ケーブル契約者の混乱を防ぎ同系列である山口放送の理解も取り付けることのできる範囲で柔軟に対応しております。しかし、Kビジョンは広島県境からかけ離れた下松・熊毛地区で福岡の5波が再送信できる状況であるにもかかわらず、さらに広島県の県外波までを山口放送の意向を無視してまで違法再送信を続けています。その上、大臣裁定により違法状態を追認させようとしていると受けとめられるKビジョンの行為は、ケーブル事業者の遵法精神の面で疑問を持たざるを得ません。

加えて、著作権の適正な処理がなされるかの不安もあり、弊社の商品である放送番組の再送信に現状のままで同意はできません。

## 3. 協議の経過

平成19年3月12日、4月11日、5月9日の3回協議を行いました。Kビジョンから、熊毛地区では一般的なアンテナで受信可能、イベントや買い物などで広島との結びつきがある、再送信を停止した場合のケーブル契約者への説明ができない等の理由でアナログ再送信同意の要請がありました。弊社は、地元局の了承が得られないこと、県境に接しておらず区域外との認識であること、番組購入の際放送区域を限定して契約をしていること、CMは地域を限定し運用されていることなどを説明し現状では再送信同意をする意思

がないことを表明しました。

Kビジョンは、5月9日の協議の中で中国総合通信局から平成19年5月31日までに適法状態になるよう、再送信の同意を得ること、同意が得られない場合は送信の停止もしくは大臣裁定の申請をするよう指導されていると説明しました。

そして、平成19年5月30日Kビジョンから「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなつた」という連絡がありました。

#### 4. その他参考となる事項

なし

以上